

セクシュアルハラスメント

社外相談窓口設置業務に関する要綱

一般社団法人 21・建設クラブ・福岡

セクシュアルハラスメント社外相談窓口設置業務に関する要綱

(目的)

第 1 条 一般社団法人 21・建設クラブ・福岡（以下「本会」という。）は、本会会員の社内に於けるセクシュアルハラスメントに関する問題の解決又は抑止に貢献すべく、部会活動実施規則第 2 条第 1 項第 1 号に定める社会貢献部会内にセクシュアルハラスメント対策部門（以下「セクハラ対策室」という。）を設置し、本会会員の健全な経済活動の利益に資することを目的とする。

(事業実施)

第 2 条 セクハラ対策室は、本会が本会会員より個別のセクシュアルハラスメント社外相談窓口設置の委託（以下「委託」という。）を受け、かつ本会会員に所属している従業員の、セクシュアルハラスメントに関する相談及び苦情等（以下「相談等」という。）があった場合、その相談等の受付を行い、かつ解決を諮ることを事業とする。

(セクハラ対策室長)

第 3 条 セクハラ対策室には責任者として、セクハラ対策室長（以下「室長」という。）を置く。
2 室長は、社会貢献部会長の推薦の下、理事長が任命する。
3 室長は、室長の職務代行者を事務局長の意見を聞き、複数名を選任しなければならない。

(セクシュアルハラスメント相談員)

第 4 条 セクハラ対策室には、相談業務の担当者としてセクシュアルハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。
2 相談員は、男女其々 1 名以上置かなくてはならない。
3 相談員は、室長が任命するものとする。
4 相談員は、相談者より相談等の申出があった場合、正当な理由なくして拒むことができない。
5 相談員は、相談者より相談等の申出があった場合、社会通念上相当とされる期間内に対応しなくてはならない。なお、面談にて相談を申出している場合、申出の日より 14 日以内に面談実施日を定めなくてはならない。
6 相談員は相談事務を行うに当たり、第 6 条に於いて、室長が定める「セクシュアルハラスメント相談員のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を熟知し、ガイドラインに定める関係者に、必要に応じてヒアリングをすることができる。
7 相談員は、セクシュアルハラスメントがあった事の事実関係の有無を、室長と共同して調査判断し、会員に報告するものとする。

(セクハラ対策委員会)

第 5 条 セクハラ対策委員会は、セクハラ対策室に持ち込まれた事案に於いて、セクハラ対策室が、セクシュアルハラスメントがあった事の蓋然性が高いと判断し、その旨の報告を、当該案件の被害者及び行為者の所属会員に於いて、会員が定めた責任者（以下「責任者」という。）が受けた場合、当該事案を解決する為に、責任者とセクハラ対策室の共同でセクハラ対策委員会を設置しなくてはならない。

2 セクハラ対策委員会は、第6条に於いて室長が作成した、ガイドラインに定める関係者に、必要に応じて事情を聴取することができる。

(ガイドライン)

第 6 条 セクハラ対策室長は、「セクシュアルハラスメント相談員のためのガイドライン」を、相談員の相談事務の遂行を、より適切かつ確実なものとし、相談者や被害者及び行為者又はこれに関する第三者の利益に資する目的で作成しなくてはならない。

(相談等の受付)

第 7 条 相談員は、誠心誠意、相談事務にあたることとする。

2 相談員は、相談等が終了した後、様式第61号に定める相談内容整理簿をセクハラ対策室に備える相談内容整理台帳に保存し、その旨室長及び事務局長に報告しなければならない。

(ヒアリング)

第 8 条 相談員は、誠心誠意、ガイドラインに定める関係者に対しヒアリングにあたることとする。

2 相談員は、ヒアリングが終了した後、様式第62号に定めるヒアリング内容整理簿をセクハラ対策室に備えるヒアリング内容整理台帳に保存し、その旨室長及び事務局長に報告しなければならない。

(事情聴取)

第 9 条 セクハラ対策委員会は、ガイドラインを熟知し、誠心誠意、ガイドラインに定める関係者に対し聴取にあたることとする。

2 セクハラ対策委員は、聴取が終了した後、様式第63号に定める聴取内容整理簿をセクハラ対策室に備える聴取内容整理台帳に保存し、室長及び事務局長に報告しなければならない。

(処遇の判断)

第 10 条 加害者に対してのあらゆる処遇の決定・判断は、本会会員に委ねられ本会はこれに関知しないものとする。

(費用負担)

- 第 11 条 本会会員が、セクハラ対策室に業務の委託をする場合、委託期間中に於いて、委託手数料として月額410円を本会に支払うものとする。
- 2 本会会員が、セクハラ対策委員会を設置する場合、設置期間中に於いて、設置報酬として本会に月額5000円を支払うものとする。
- 3 前2項について、いずれも消費税を含まないものとする。
- 4 社員である会員は、第1項及び第2項の支払い義務につき、これを半額に減額する。
- 5 第1項の委託期間は、24ヶ月を下回ることはできない。
- 6 第1項に定める委託手数料は、一括前納するものとする。

(申し込み)

- 第 12 条 前条による委託又は設置をしようとする会員は、様式△△により、室長に申し込まなければならない。
- 2 前項の申し込みがあった場合、室長はその諾否を判定し、これを書面を以て申し込みを行った会員に通知しなくてはならない。

(附則) 本要綱は平成30年3月31日より施行する。